

ドイツとフィンランド、特許審査ハイウェイ試行開始

2013年12月19日
JETRO デュッセルドルフ事務所

ドイツ特許商標庁 (DPMA) 及びフィンランド特許庁 (NBPR) は、12月13日に両庁間で特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) の試行プログラムを開始することに合意した旨、それぞれ12月13日にプレスリリースを行った。

NBPR プレスリリースによれば、合意は2014年1月1日に発効する。DPMA プレスリリースによれば、試行期間は2014年1月14日から2年間で、両庁の合意に基づいて延長され得る。

DPMA にとっての PPH 合意は、日本国特許庁 (JPO)、米国特許商標庁 (USPTO)、韓国知的財産庁 (KIPO)、カナダ知的財産庁 (CIPO)、中国国家知識産権局 (SIPO)、及び英国知的財産権庁続いて7番目。

NBPR にとっての PPH 合意は、日本国特許庁 (JPO)、米国特許商標庁 (USPTO)、韓国知的財産庁 (KIPO)、ハンガリー特許庁 (HPO)、オーストリア特許庁 (APO)、カナダ知的財産庁 (CIPO)、ロシア特許商標庁 (ROSPATENT)、スペイン特許商標庁 (SPTO)、イスラエル特許庁 (ILPO)、中国国家知識産権局 (SIPO)、及びチェコ産業財産庁 (IPO-CZ) に続いて12番目。

— DPMA によるプレスリリース (ドイツ語) は、以下参照 —
[Schneller zum Patent: Pilotprojekt "Patent Prosecution Highway" mit dem Nationalen Amt für Patente und Registrierungen von Finnland \(NBPR\) abgeschlossen](#)

— NBPR によるプレスリリースは、以下参照 —
[Patent Prosecution Highway agreement with German Patent and Trade Mark Office](#)

(以上)